

県南広域振興局長告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年5月23日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 就任

理事

佐々木 長 孝	花巻市石鳥谷町新堀第52地割8番地
大 竹 公 司	八重畑第15地割29番地
高 橋 淑 郎	新堀第46地割22番地
高 橋 勝 哉	五大堂第17地割64番地2
佐々木 信 夫	新堀第15地割38番地1
横 田 穰	猪鼻第19地割20番地1
佐々木 保 郎	新堀第9地割7番地
渊 澤 吉 和	八重畑第4地割1番地5

2 退任

理事

川 村 順一郎	花巻市石鳥谷町関口第6地割4
佐々木 長 孝	新堀第52地割8番地
佐々木 祐 逸	新堀第3地割38番地
高 橋 淑 郎	新堀第46地割22番地
佐々木 信 夫	新堀第15地割38番地1
伊 藤 正 男	猪鼻第11地割41番地
佐 藤 政 男	東中島第6地割12番地1
大 竹 公 司	八重畑第15地割29番地